

新潟青陵大学短期大学部における研究費内部監査マニュアル

平成 28 年 3 月 15 日 研究費内部監査部門策定

2024 年 4 月 1 日 改定

文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。令和 3 年 2 月 1 日改正）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、不正使用が発生するリスクを洗い出し、不正使用防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するために必要な手順を以下に定める。

（対象）

1. 本マニュアルの対象となる研究費は、「学校法人新潟青陵学園における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」第 2 条において定義される研究費とする。

（内部監査計画）

2. 内部監査に先立ち、監査方針、監査体制、監査区分、監査対象者、実施時期、実施方法等を記載した内部監査計画を作成する。作成に当たっては、ガイドライン第 3 節(1)「実施上の留意事項」①に例示されている不正発生のリスク要因を踏まえ、本学におけるリスク要因を分析・抽出し、監査方針や実施方法に反映させる。内部監査計画は最高管理責任者（学長）に提出し、その承認を経て確定するものとする。

（監査体制）

2. 研究費の内部監査は、次の構成員から成る研究費内部監査部門が担当する。

- ① 法人事務局財務課長
- ② 法人事務局財務課員
- ③ その他、最高管理責任者（学長）が指名する者

（「新潟青陵大学短期大学部研究費内部監査部門規程」参照）

（監査区分）

3. 内部監査を以下のとおり区分する。

- ① 学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金（以下「科研費」という。）通常監査
- ② 科研費特別監査
- ③ 科研費リスクアプローチ監査
- ④ 科研費を除く研究費の監査（以下「一般監査」という。）
- ⑤ 公的研究費管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

（実施時期及び頻度）

4. 内部監査の実施時期及び頻度は以下のとおりとする。

- ① 科研費通常監査：年 1 回、7 月上旬～9 月下旬に実施。
- ② 科研費特別監査：年 1 回、9 月下旬～10 月上旬に実施。
- ③ 科研費リスクアプローチ監査：年 1 回、10 月中旬に実施。

- ④ 一般監査：研究費内部監査部門で協議のうえ必要に応じて実施。
- ⑤ 機関監査：年1回実施。

(実施方法)

5. 第3号に定める監査は以下の方法で実施するものとし、必要に応じて監事又は会計監査人に意見を求めるなどして多角的な監査に努める。

① 科研費通常監査

会計書類などの証憑書類の確認により実施する。本学に所属する教職員が研究代表者として交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、前年度の研究課題より無作為で抽出して実施する。

② 科研費特別監査

会計書類等の証憑書類の確認に加え、物品購入取引等に関する業者や人件費・謝金等の支給対象者への直接確認等、より詳細な監査を実施する。科研費通常監査の対象となった件数の10%以上を対象とし、通常監査対象より無作為で抽出して実施する。

③ 科研費リスクアプローチ監査

不正が発生するリスク要因に着目した重点的かつ機動的な監査を行う。抽出対象は研究費内部監査部門で協議のうえ決定し、以下のような手法を交えて実施する。

- (1) 研究者の旅費を一定期間分抽出し、出勤簿との照合、用務先への確認、及び出張目的・交通手段・宿泊場所などについて抜き打ちのヒアリングを行う。
- (2) 学生アルバイトなどの非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリングを行う。
- (3) 納品後の物品等の現物確認と用途・使用状況に関するヒアリングを行う。
- (4) 同一の物品を複数回納入している場合などにおいて、取引業者の帳簿との対照を行う。
- (5) 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリングを行う。

④ 一般監査

学内において配分している研究費（助成金含む）に関しては、新潟青陵学園経理規程・新潟青陵大学短期大学部の研究費に関する諸規程に則って適切に使用されているか確認を行う。科研費を除く公的研究費については、定められている規則等があればその方法に従い、特に定めがない場合は科研費通常監査の方法を準用する。

⑤ 機関監査

各種書類の確認に加え、必要に応じて研究費の管理・運営に関わる関係者にヒアリングを行い、モニタリングが機能し、不正防止に有効な管理体制となっているかを検証する。

(結果報告)

6. 監査結果は、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（法人事務局長）、コンプライアンス推進責任者（事務部長）に報告する。監査結果はコンプライアンス教育に反映させるため、コンプライアンス推進責任者に対して情報提供と助言を行う。研究費内部監査部門は、監査結果を踏まえ、改めて本学におけるリスク要因を分析・抽出し、次年度に向けた内部監査計画の見直しを行う。

以 上